

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県条例第18号**

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)</p> <p>第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は施行規則<u>附則第3条の2</u>の19に規定する助成金（次条及び第52条の22において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</p> <p>37 法<u>附則第12条の2第1項</u>に規定する条例で定める路線は、地域の公共交通の確保又は維持を支援するために国から交付される補助金の交付の対象となる路線のうち、規則で定めるものとする。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>40 略</p>	<p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)</p> <p>第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は施行規則<u>附則第3条の2</u>の18に規定する助成金（次条及び第52条の22において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</p> <p>37 法<u>附則第12条の2の2第1項</u>に規定する条例で定める路線は、地域の公共交通の確保又は維持を支援するために国から交付される補助金の交付の対象となる路線のうち、規則で定めるものとする。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左</p>

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

41・42 略

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

41 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	1万円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円

	76,500 円	19,500 円
	88,000 円	22,000 円
	111,000 円	28,000 円
第 1 項第 2 号ア	6,500 円	2,000 円
	9,000 円	2,500 円
	12,000 円	3,000 円
	15,000 円	4,000 円
	18,500 円	5,000 円
	22,000 円	5,500 円
	25,500 円	6,500 円
	29,500 円	7,500 円
	4,700 円	1,200 円
	第 1 項第 2 号イ	8,000 円
11,500 円		3,000 円
16,000 円		4,000 円
20,500 円		5,500 円
25,500 円		6,500 円
3 万円		7,500 円
35,000 円		9,000 円
40,500 円		10,500 円
6,300 円		1,600 円
第 1 項第 2 号ウ(ア)	7,500 円	2,000 円
	15,100 円	4,000 円
第 1 項第 2 号ウ(イ)	10,200 円	3,000 円
	20,600 円	5,500 円
第 1 項第 3 号ア(ア)	12,000 円	3,000 円
	14,500 円	4,000 円
	17,500 円	4,500 円
	2 万円	5,000 円
	22,500 円	6,000 円
	25,500 円	6,500 円
第 1 項第 3 号ア(イ)	29,000 円	7,500 円
	26,500 円	7,000 円

	32,000 円	8,000 円
	38,000 円	9,500 円
	44,000 円	11,000 円
	50,500 円	13,000 円
	57,000 円	14,500 円
	64,000 円	16,000 円
第 1 項第 3 号イ	33,000 円	8,500 円
	41,000 円	10,500 円
	49,000 円	12,500 円
	57,000 円	14,500 円
	65,500 円	16,500 円
	74,000 円	18,500 円
	83,000 円	21,000 円
第 1 項第 4 号	4,500 円	1,500 円
	6,000 円	1,500 円
第 1 項第 5 号	23,600 円	6,000 円
	27,600 円	7,000 円
	31,600 円	8,000 円
	36,000 円	9,000 円
	40,800 円	10,500 円
	46,400 円	12,000 円
	53,200 円	13,500 円
	61,200 円	15,500 円
	70,400 円	18,000 円
	88,800 円	22,500 円
第 3 項第 1 号	6,500 円	2,000 円
	9,000 円	2,500 円
	12,000 円	3,000 円
	15,000 円	4,000 円
	18,500 円	5,000 円
第 3 項第 2 号	8,000 円	2,000 円
	11,500 円	3,000 円
	16,000 円	4,000 円

	20,500 円	5,500 円
	25,500 円	6,500 円
第4項第1号	3,700 円	1,000 円
	4,700 円	1,200 円
	6,300 円	1,600 円
第4項第2号	5,200 円	1,300 円
	6,300 円	1,600 円
	8,000 円	2,000 円

42 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500 円	4,000 円
	8,500 円	4,500 円
	9,500 円	5,000 円
	13,800 円	7,000 円
	15,700 円	8,000 円
	17,900 円	9,000 円
	20,500 円	10,500 円
	23,600 円	12,000 円
	27,200 円	14,000 円
第1項第1号イ	40,700 円	20,500 円
	29,500 円	15,000 円
	34,500 円	17,500 円
	39,500 円	2万円
	45,000 円	22,500 円

	51,000 円	25,500 円
	58,000 円	29,000 円
	66,500 円	33,500 円
	76,500 円	38,500 円
	88,000 円	44,000 円
	111,000 円	55,500 円
第 1 項第 2 号ア	6,500 円	3,500 円
	9,000 円	4,500 円
	12,000 円	6,000 円
	15,000 円	7,500 円
	18,500 円	9,500 円
	22,000 円	11,000 円
	25,500 円	13,000 円
	29,500 円	15,000 円
	4,700 円	2,400 円
第 1 項第 2 号イ	8,000 円	4,000 円
	11,500 円	6,000 円
	16,000 円	8,000 円
	20,500 円	10,500 円
	25,500 円	13,000 円
	3 万円	15,000 円
	35,000 円	17,500 円
	40,500 円	20,500 円
	6,300 円	3,200 円
第 1 項第 2 号ウ(ア)	7,500 円	4,000 円
	15,100 円	8,000 円
第 1 項第 2 号ウ(イ)	10,200 円	5,500 円
	20,600 円	10,500 円
第 1 項第 3 号ア(ア)	12,000 円	6,000 円
	14,500 円	7,500 円
	17,500 円	9,000 円
	2 万円	1 万円
	22,500 円	11,500 円

	25,500 円	13,000 円
	29,000 円	14,500 円
第 1 項第 3 号ア(イ)	26,500 円	13,500 円
	32,000 円	16,000 円
	38,000 円	19,000 円
	44,000 円	22,000 円
	50,500 円	25,500 円
	57,000 円	28,500 円
	64,000 円	32,000 円
	第 1 項第 3 号イ	33,000 円
41,000 円		20,500 円
49,000 円		24,500 円
57,000 円		28,500 円
65,500 円		33,000 円
74,000 円		37,000 円
83,000 円		41,500 円
第 1 項第 4 号	4,500 円	2,500 円
	6,000 円	3,000 円
第 1 項第 5 号	23,600 円	12,000 円
	27,600 円	14,000 円
	31,600 円	16,000 円
	36,000 円	18,000 円
	40,800 円	20,500 円
	46,400 円	23,500 円
	53,200 円	27,000 円
	61,200 円	31,000 円
	70,400 円	35,500 円
	88,800 円	44,500 円
第 3 項第 1 号	6,500 円	3,500 円
	9,000 円	4,500 円
	12,000 円	6,000 円
	15,000 円	7,500 円
	18,500 円	9,500 円

第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

43 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

44 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、同条第6項の窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの又は同項の窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(香川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 香川県税条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条のうち香川県税条例附則中第41項及び第42項を削り、第43項を第39項とし、第44項から第49項までを4項ずつ繰り上げる改正規定を次のように改める。  
附則中第41項を第39項とし、第42項から第51項までを2項ずつ繰り上げる。